

# 文教委員会資料②

## 1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

- (7) 議案第81号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第81号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和8年5月27日)

## 議案第 8 1 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年内閣府令第 1 0 4 号）
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 8 年内閣府令第 1 0 号）
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の一部改正（令和 8 年内閣府令第 1 0 号）

### 2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、児童福祉施設の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするもの
- (2) 上記 1（2）に伴い、保育所における保育士の数の算定に当たっては、理学療法士等に該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1 人に限り、保育士とみなすことができることとするもの
- (3) 上記 1（3）に伴い、保育所における満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の配置基準の規定に係る経過措置の期間（猶予期間）を、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとするもの

### 3 施行期日

公布の日から施行。ただし、上記 2（1）については、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行

## 【第 1 条関係】川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p><u>(児童対象性暴力等の防止等)</u></p> <p><u>第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。））、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（乳児院の長の資格等）</p> <p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童福祉法施行規則<u>第5条の2の8第1項</u>に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p>(新設)</p> <p>（乳児院の長の資格等）</p> <p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童福祉法施行規則<u>第5条の2の8</u>に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</p>

改正後	改正前
<p>(4) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第22条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準府令第22条の2第2項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（職員）</p>	<p>(4) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第22条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準府令第22条の2第2項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（職員）</p>
<p>第47条 保育所には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 保育士</p> <p>(2) 嘱託医</p> <p>(3) 調理員</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回ってはならない。</p>	<p>第47条 保育所には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 保育士</p> <p>(2) 嘱託医</p> <p>(3) 調理員</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回ってはならない。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="114 177 1099 616">3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第67条第14項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第6項、第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p data-bbox="192 628 286 660">附 則</p> <p data-bbox="152 671 297 703">（経過措置）</p> <p data-bbox="114 716 255 748">2～5 略</p> <p data-bbox="114 761 1099 1155">6 第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に<u>限り</u>、保育士とみなすことができる。<u>この場合において</u>、4人未満の乳児を入所させる保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（<u>同条第3項、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者及び第47条第3項後段の規定による支援を行う者を除く。</u>）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p data-bbox="152 1166 560 1198">（保育所の職員配置に係る特例）</p> <p data-bbox="114 1211 1099 1425">7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、</p>	<p data-bbox="1122 177 1216 209">（新設）</p> <p data-bbox="1189 628 1283 660">附 則</p> <p data-bbox="1149 671 1294 703">（経過措置）</p> <p data-bbox="1111 716 1252 748">2～5 略</p> <p data-bbox="1111 761 2096 1066">6 第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に<u>限って</u>、保育士とみなすことができる。<u>ただし</u>、4人未満の乳児を入所させる保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士_____による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p data-bbox="1149 1166 1556 1198">（保育所の職員配置に係る特例）</p> <p data-bbox="1111 1211 2096 1425">7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、</p>

改正後	改正前
<p>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>8 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>9 附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>第47条第3項、附則第6項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>同項の規定の適用がないものとした場合の第47条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u></p> <p><u>11 第47条第3項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（同条第3項後段の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>8 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>9 附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、</u>附則第6項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第47条第2項の規定により算定した数をいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

【第2条関係】川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 令和6年6月28日条例第50号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 保育士 <u>(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)</u>の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、改正後の条例第47条第2項の規定 <u>(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、改正前の条例第47条第2項の規定 <u>(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 <u>保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第47条第2項の規定(満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、改正前の条例第47条第2項の規定 <u>(満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 令和6年6月28日条例第50号</p> <p>附 則(令和6年6月28日条例第50号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 保育士 _____ _____ _____ _____の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の条例第47条第2項の規定 _____は、適用しない。この場合において、改正前の条例第47条第2項の規定 _____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>(新設)</p>